

令和 8 年八王子市二十歳を祝う会に係る広告募集要項

「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱（平成 14 年 3 月 1 日施行。以下「要綱」という。）」に基づき、令和 8 年二十歳を祝う会に係る広告事業について、次のとおり取り扱うものとする。

1. 趣旨

令和 8 年二十歳を祝う会の開催に当たり、対象者宛てに郵送する案内はがきの原稿データの作成を委託する。また、案内はがきに広告を掲載することで、広告掲載料の歳入を図る。

上記の目的を達成するために、案内はがきに掲載する広告の広告主を募集し、案内はがきのデータ作成及び広告掲載料を八王子市（以下「市」という。）への納入を一括で実施できる事業者（以下「事業者」という。）を公募する。

2. 案内はがきへ掲載する広告の範囲

市民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （１）市の印刷物等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
- （３）政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- （４）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （５）前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

3. 事業者が作成するデータ及び広告掲載料

（１）作成データ

ア 案内はがきデータの作成

※発送予定通数 7,400 人（発送日に八王子市に住民登録のある、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者）

※発送予定時期 令和 7 年 12 月上旬

イ サイズ・形状等 140 mm×295mm はがきサイズ 3 つ折り フィルム圧着

（２）広告掲載料 15 万円

4. 広告掲載に当たっての留意点

- （１）対象者に対し特典または関連のある内容にすること。
- （２）広告欄には、必ず「**広告**」の表示をすること。
- （３）広告のデザイン及び表現は、二十歳のお祝いの式典に使用する媒体に掲載することを十分配慮すること。
- （４）広告内容は、八王子市と十分な協議を行い、事前に市の承諾を得ること。

5. 案内はがきの広告

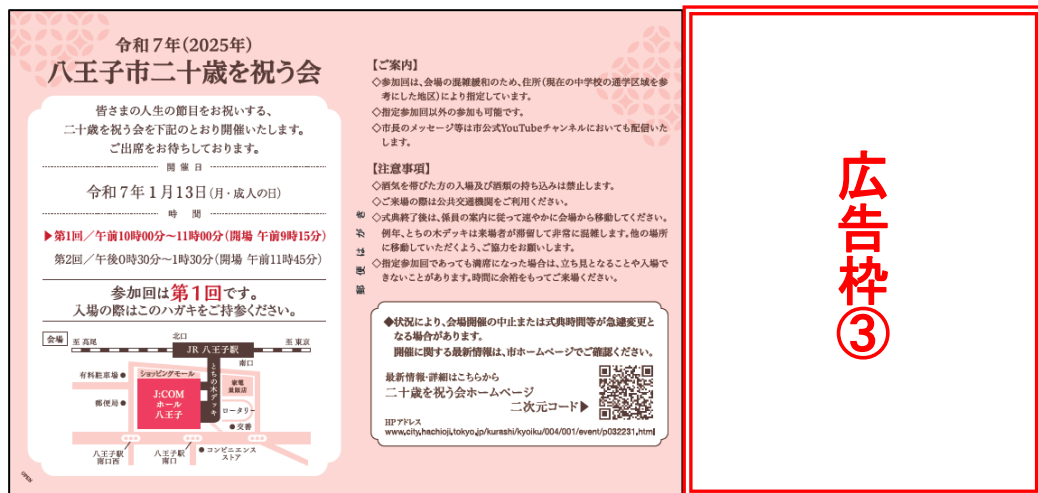
（１）使用できる広告スペース 3 枠

番号	広告枠①	広告枠②	広告枠③
サイズ	140mm×100mm	140mm×100mm (角 3mm カット)	140mm×95mm

実施例
(表面)



(裏面)



(2) 案内はがきのサイズやレイアウト等については、応募者の提案により変更し申込むことも可とする。

6. 申込み方法

- (1) 別添「八王子市の印刷物等広告掲載申込書」により申込むものとする。
- (2) 掲載する広告主名と広告表示内容を提出すること。

7. 申込み期限

令和7年(2025年)6月10日(火)

8. 納品期限及び納品場所(予定)

- (1) 納品期限 令和7年(2025年)10月2日(木)まで
- (2) 納品場所 八王子市教育委員会学習支援課

9. 責任等

広告の内容に関する責任は事業者が負うものとする。

10. 事業者の決定

市において「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱」及び「八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱基準」に基づき、掲載広告内容等を総合的に審査したうえで事業者1社を決定する。

11. 協定書の締結

市と決定した事業者は、案内はがきのデータ作成及び広告掲載料に関する協定を締結する。

12. 広告掲載料の納入期限

決定した事業者は、市が別途指定した期限までに広告掲載料を納入すること。

13. 広告掲載の取消し

印刷物等の内容に支障があるとき、指定する期日までに印刷物等を提出しなかった時又は広告掲載料が未納の場合、広告の掲載を取り消すことがある。

14. その他

この要項に定めのない事項については、市と事業者の協議により定める。

15. 申込み及び問合せ先

八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部学習支援課

〒192-0082 八王子市東町5番6号

生涯学習センター（クリエイトホール）7階

TEL 042-648-2231 FAX 042-648-2151

E-Mail b320300@city.hachioji.tokyo.jp